第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第三十六条中「証拠書類ヲ添ヘ」を削る。

第三十七条第一項中「再交付」の下に「（次条第二項ノ規定ニ依ル交付ヲ含ム）」を加え、同条第二項を削る。

第三十八条第一項中「恩給証書及」を削り、同条第二項中「裁定庁ハ」の下に「新ニ」を加え、「ニ改氏名ノ事実ヲ記載シタル上之」を削り、「返付ス」を「交付ス」に改める。

（国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部改正）

第二条　国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「互助年金証書の返還及び」を削る。

第二条を次のように改める。

（普通退職年金又は公務傷病年金の改定請求）

第二条　前条の規定は、普通退職年金又は公務傷病年金の改定を請求する場合について準用する。

第二条の二中「互助年金証書を受けた後」及び「及び互助年金証書」を削る。

第四条第四項を削る。

第五条第二項第一号中「その互助年金証書並びに」を削り、同条第三項中「前項第一号の場合に、前条第三項及び第四項の規定は前項第二号の場合に」を「、前項の場合について」に改める。

第七条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第八条第一項中「互助年金証書及び」を削る。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条　削除

第二十八条第一項中「互助年金証書及び」を削り、同条第二項中「裁定庁は、」の下に「新たに」を加え、「に改氏名の事実を記載し、これ」を削り、「返送し」を「交付し」に改める。

第三十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する裁定庁の定める書類の提出は、当該書類によつて証明すべき事実が裁定庁に顕著であること又は当該事実について公の証明があることを裁定庁が承認したときは、その承認をもつてこれに代えることができる。この場合において、互助年金受給権の存否の調査に必要な事実の全てについて裁定庁の承認があつたときは、同項に規定する申立書は、これを提出することを要しない。

第五章の章名中「互助年金証書の返還及び」を削る。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十四条中「、証拠書類を添え」を削る。

第三十五条第一項中「とき」の下に「（第二十八条第二項の規定により交付されたときを含む。）」を加え、同条第二項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる請求、届出又は申請について適用し、同日前に行われた請求、届出又は申請については、なお従前の例による。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十三号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　自衛隊法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置に係る行動の基本に関すること。

第二十八条に次の一号を加える。

六　自衛隊法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置に係る行動の基本に関すること。

第六十条第四号中「警護出動」の下に「、同法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置」を加える。

附　則

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗